

自然環境の保全に関する規定

(目 的)

第1条 本規定は「ロイヤルシティ芸北聖湖畔リゾート」（以下「本地」という）が西中国山地国定公園の第3種特別地域内に位置しているため、風致、自然環境の保全、及び動植物の保護について遵守すべき事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本規定において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、それ以外については、管理規定に定める用語の意義と同一とする。

- (1) 保存緑地 自然公園法上土地形質の変更等を行わないで、緑地として保存される土地をいう
- (2) 残置する森林 土地の形質の変更等を行わないで保全される森林及び土地の形質の変更を行った後に開発行為に係わる森林の区域内に新たに造成される森林のことをいう

(関係法令等の遵守)

第3条 本地内において土地所有者は、自然公園法、森林法、道路法、建築基準法等の各関係法令、及び本地の管理に関する諸規定を遵守し、自然環境の保全に努めなければならない。

(保存緑地及び残置する森林等の保全)

第4条 本地内における保存緑地及び残置する森林等について、土地所有者は将来にわたり確実にかつ善良に維持管理しなければならない。

第5条 残置する森林等において、土地所有者は次の事項を遵守し、維持管理に努めなければならない。

- (1) 残置する森林等の保存
残置する森林等は他の目的には転用しないこと。
- (2) 地域森林計画の遵守
残置する森林等が森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行うこと。
- (3) 補植等の実施
残置する森林等のうち補植又は改植を必要とする箇所には現地に適した樹種を適期に植栽すること。
- (4) 保育管理の実施
残置する森林等のうち、下刈・つる切・除伐・間伐・施肥等を必要とする箇所及び回復緑地については、適切な保育管理を行うこと。

(5) 立木の伐採

残置する森林等の立木を伐採する場合は、森林法第10条第1項の規定により伐採の理由、伐採箇所、及び伐採面積をあらかじめ北広島町に届でること。

また、国立公園全域の立木の伐採は自然公園法第20条第3項の規定より許可対象となるので、あらかじめ北広島町の許可も受けること。

(動植物の保護)

第6条 土地所有者及び本地等施設を利用する者は、本地が野生生物との共存型森林住宅地を目指していることから、動植物の保護について下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 本地内には、モリアオガエル・カスミサンショウウオ等の貴重動物が生息しているので、動物をむやみに捕獲したり、殺傷したりしてはならない。
- (2) 本地内には、貴重植物も植生しているので、植物もむやみに採取してはならない。
また、自然公園法において、指定された植物を採取したりする場合には、北広島町の許可を必要とする。
- (3) 本地周辺の西中国山地にはツキノワグマ等貴重動物が生息しているので、本地等施設利用においては、それら動物の行動に影響を与えることのないよう十分配慮すること。特に、残飯・生ゴミなどは出さないように努めるとともに、万一、出した場合は各自で生ゴミ処理機を設置し、生ゴミ等を処理（肥料化して再利用する等）して、野生生物を誘引しないよう努めること。（屋外に放置したり、地中に埋設する等は絶対しないこと。）また、ツキノワグマ等が出没した場合は、事業主または北広島町へ連絡し、その対応を一任すること。
- (4) ヤマネやネズミ類及び樹洞に営巣する鳥類のために、大きな木については原則として伐採してはならない。

(承 継)

第7条 譲渡等により所有権その他本地利用等の権利の承継があった場合には、本規定についても当該権利者に承継するものとする。

(定めなき事項)

第8条 本規定に定めない事項は、第1条の目的及び社会通念により事業主が別途定める